

## 業務請負契約書

1. 契約件名 福山自動車検査登録事務所庁舎及び独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部福山事務所自動車検査場 清掃業務請負契約
2. 履行場所 福山自動車検査登録事務所及び独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部福山事務所 福山市南今津町44番地
3. 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
4. 契約金額 総額 円とする。  
(うち消費税及び地方消費税額 円)

上記清掃業務について、発注者 支出負担行為担当官 中国運輸局長 金子 修久（以下「甲」という。）、独立行政法人自動車技術総合機構 中国検査部長 坂井 孝司（以下「乙」という。）と請負者（以下「丙」という。）との間に次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(総則)

第2条 丙は、別紙 福山自動車検査登録事務所庁舎及び独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部福山事務所自動車検査場 清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の業務を頭書の期間中、頭書の金額をもって実施しなければならない。

(委任または下請負の禁止)

第3条 丙はこの契約の履行にあたり、次の各号に掲げる行為をすることは出来ない。

(1) 本契約により生じる権利又は義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は承継させること。

(2) 本契約業務の全部又は一部を第三者に請負わせ又は委任すること。

2 前項について書面をもって甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

ただし、第三者又はその使用人に不正等があったときは承諾を取り消すものとする。

(秘密の保持)

第4条 丙は、業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らし、又は本契約の目的以外に使用してはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(監督職員)

第5条 甲及び乙は、丙の業務履行について自己に代わって必要な指示をする監督職員を選定することができる。

丙は監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(検査)

第6条 丙は、業務が完了したときは、甲及び乙の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

2 丙は、前項の検査に合格しないときは、甲及び乙の指定する期間内に必要な補修を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合において生ずる一切の費用は、丙の負担とする。

(光熱水料の負担)

第7条 丙がこの業務を実施するために要する用水、電力の費用は、甲及び乙の負担とする。

(危険負担)

第8条 丙又は丙の使用人が履行場所においてなす一切の行為は、すべて丙の責任とする。  
また業務上負傷し死亡した場合はすべて丙の責任とする。

(損害賠償)

第9条 丙は業務の履行にあたり建物・器物・その他に損害を与えたときは、丙は甲及び乙の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

ただし、天災地変その他不可抗力によって生じた損害又は丙の責に帰すべからざる事由の場合はこの限りでない。

(業務費の支払)

第10条 丙が業務の履行に対して受ける料金は頭書の契約金額とし別紙内訳書のとおり毎月丙に支払うものとする。

2 甲及び乙は月間の業務が完了後、丙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を丙に支払うものとする。

3 甲及び乙は丙から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを返付するものとする。

この場合においては、その請求書を返付した日から甲及び乙が是正した支払請求書を受領した日までの期間は約定期間に算入しないものとする。

ただし、その請求書の内容の不当が丙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、丙の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第11条 甲及び乙は約定期間内に代金を支払わないときは、丙に対し遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額とする。

ただし、丙が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変、やむを得ない事由により支払のできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(履行の延期)

第12条 丙は天災地変その他丙の責に帰しがたい事由によってこの契約に定める期日までに業務を履行することができず履行を延期しようとするときは、その事由を明らかにして甲及び乙の承認を受けなければならない。

2 甲及び乙は天災地変その他丙の責に帰することのできない事由に基づく場合をのぞき、履行できない場合は遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第13条 前条第2項による遅滞金は、延伸前の履行期日の翌日から延伸後の履行期日までの日数に応じ、当該契約金額の年3%とする。

ただし、その総額が契約金額の100分の10を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(発注者の解除権)

第14条 甲、乙は、丙が履行期限内に本契約を履行しない場合、一定の期間を定めて催告をし、その期間内に本契約に適合した履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約に照らして軽微であると認めるときは、この限りでない。

2 甲、乙は、次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、期限内に業務の履行が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 丙が本契約の全部の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 丙について、本契約の一部の履行が不能又は履行を拒絶する意思表示した場合において、履行した一部のみでは契約の目的が達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 丙が債務の履行をせず、催告しても契約目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなきとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 第16条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (8) 丙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（丙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、丙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲、乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合においては、丙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲、乙の指定する期間内に支払わなければならない。

（協議解除）

第15条 甲、乙は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲、乙は、前項の規定により契約を解除したことにより丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第16条 丙は、甲、乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 丙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲、乙に請求することができる。

（相殺等）

第17条 この契約により甲及び乙が丙から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、甲及び乙が当該金額と相殺することができる債務を丙に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行ってもなお甲及び乙において取得金がある場合又は甲及び乙が遅滞金・違約金を徴収する場合において丙が甲及び乙の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、丙は甲及び乙に対し、遅延利息を支払わなければならない。

ただし、当該取得金・遅滞金・違約金が1,000円未満の場合はこの限りでない。

3 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。

この場合において、同条第2項ただし書中「丙」とあるのは「甲及び乙」と、第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読みかえるものとする。

（紛争の解決）

第18条 この契約の履行について、甲、乙、丙間に紛議を生じたときは、甲、乙、丙が協議して解決するものとする。

（契約不適合に伴う請求権等）

第19条 甲及び乙は、丙の業務履行について契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、丙に対し、契約不適合に伴う業務履行の追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び契約の解除権を行使することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第20条 丙が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲および乙の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲および乙の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は丙

が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙又は丙が構成事業者である事業者団体（以下「丙等」という。）に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、丙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 丙が前項の違約金を甲および乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した遅延利息を甲および乙に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第21条 この契約等に定めない事項については、必要に応じ甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため契約書3通を作成し、甲、乙、丙が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号  
支出負担行為担当官  
中国運輸局長 金子 修久

乙 広島市西区観音新町4丁目13番13-2号  
独立行政法人自動車技術総合機構  
中国検査部長 坂井 孝司

丙

## 別紙内訳書

( )は消費税及び地方消費税相当額で外数

月	中国運輸局支払金額		独立行政法人自動車技術総合機構 中国検査部支払金額		合計
4	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
5	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
6	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
7	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
床清掃 (4ヶ月に1回)	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
8	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
9	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
10	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
11	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
床清掃 (4ヶ月に1回)	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
12	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
1	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
2	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
3	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
床清掃 (4ヶ月に1回)	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
OAフロア清掃 (年1回)	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
窓清掃(年1回)	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円
計	円 (      円)	円	円 (      円)	円	円

※①消費税は切り捨て②端数は最終月で調整(業務経費・消費税とも)

※床ワックス清掃は4ヶ月に1回実施し、実施日は担当者との協議の上決定し実施月の翌月請求すること。

※OA清掃および窓清掃は、年1回実施し、実施日は担当者との協議の上決定し実施月の翌月請求すること。